

各位

大阪市総務局長

質問回答書

「大阪市役所本庁舎8階部分における飲食(食堂・喫茶等)営業事業者募集」に係る質問がありましたので、次のとおり回答します。

記

項番	募集要項等該当箇所	質問事項	回答
1	諸条件6(2) 設備・備品等	唐揚げを揚げるフライヤー(ガス又は、電気)は、設置できますか?	諸条件「6 使用条件等(4)」に記載のとおり、必要に応じて諸官庁への申請・届出等を行えば可能です。なお、諸条件「6 使用条件等(2)」に記載のとおり、必要な設備・備品等がある場合は、営業事業者の費用負担になります。
2	—	A型就労施設の会社での応募は可能ですか?	募集要項「3 応募資格要件」を満たしていれば、どなたでも応募いただくことが可能です。なお、営業形態については、募集要項「4 営業条件等(1)」に記載のとおり、本市が認めたものに限ります。

※「質問事項」は、原文のまま記載しています。

※「回答」において、「大阪市役所本庁舎8階部分における飲食(食堂・喫茶等)営業事業者募集要項」は「募集要項」、「大阪市役所本庁舎8階部分における飲食(食堂・喫茶等)営業に関する諸条件」は「諸条件」とそれぞれ記載しています。